

天理市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、天理市立図書館雑誌スポンサー制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 天理市立図書館（以下「図書館」という。）で配架する雑誌を広告媒体として民間事業者等に提供し、当該民間事業者等が当該雑誌の購入費を負担することにより雑誌購入費を節減することを目的とする。

3 雑誌スポンサー制度は、広告を表示する者（以下「雑誌スポンサー」という。）が購入代金を負担する雑誌の最新号のカバーに広告を掲載し、当該雑誌を図書館利用者の閲覧に供する。

(広告媒体)

第2条 雑誌スポンサー制度の対象となる雑誌は、別に定める「天理市立図書館雑誌スポンサー制度対象雑誌一覧」に掲載された雑誌とする。

(広告掲載基準)

第3条 天理市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が、次の各号のいずれかに該当すると判断する広告は、掲載しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 図書館の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告その他これらに類するもの
- (4) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (5) 誇大表示、不当表示その他表現方法が不適切なもの
- (6) その他教育長が広告として掲載することが適当でないと認めたもの

(広告の規格等)

第4条 広告の大きさ及び表示位置は、次に掲げるとおりとする。

(1) 雑誌のカバーの表紙側

縦4センチメートル×横13センチメートルの範囲内とし、貼付位置はカバー底辺より4センチメートル以上上部の中央付近とする。

(2) 雑誌のカバーの裏表紙側

雑誌面の大きさを上回らない範囲とする。

(広告掲出期間)

第5条 広告の掲出期間は原則として1年間(4月1日～翌年3月31日)とする。年度の途中からは、図書館が掲出を決定した月の翌月から当該年度の3月31日までとする。ただし、期間満了の2ヶ月前までに、図書館又は雑誌スポンサーいずれかの解約の意思表示がない場合は自動的に更新するものとし、その後も同様とする。

2 雑誌スポンサーからの年度途中での取りやめは認めない。

(広告の募集方法等)

第6条 広告掲載の募集は、市広報誌「町から町へ」、図書館のホームページ及びチラシ等により掲載を希望する者を募集するものとする。ただし、教育長の判断により募集を中断することができる。

(広告掲載の募集期間)

第7条 広告掲載の募集は随時とする。

(広告掲載の申込み)

第8条 雑誌スポンサーになろうとする者は、天理市立図書館雑誌スポンサー制度申込書(様式第1号)に、掲載しようとする広告の原稿等を添えて申し込むものとする。

(有料広告審査会)

第9条 広告媒体に掲載する広告の内容、広告の掲出に関して疑義が生じた場合において、必要な審査を行うため、有料広告審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、教育委員会事務局長、教育委員会事務局次長、教育総務課長及び図書館長で組織する。

3 審査会の会長は、教育委員会事務局長をもって充て、審査会を代表し会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した者がその職務を代理する。

5 審査会は、必要に応じて会長が招集し、議長となる。ただし、会長が審査に付すべき事案につき、会議に付する必要があると認めるときは、持ち回りによる審査をすることができる。

- 6 審査会は、必要に応じて関係職員の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 7 審査会の庶務は、図書館において処理する。

(広告掲載の決定)

第10条 教育長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を天理市立図書館雑誌スポンサー制度掲載可否決定通知書(様式第2号)により申込者に通知するものとする。

- 2 教育長は、掲載の決定を行うに際して、広告の内容、デザイン、形状、材質等の変更を指示し、又は必要な条件を付すことができる。

(雑誌の納入方法)

第11条 雑誌スポンサーが負担する雑誌購入費は、教育長が指定する雑誌納入業者に直接支払うものとする。

- 2 前項の雑誌納入業者は、雑誌の発売日に図書館に納入可能な業者とする。
- 3 支払いは、広告掲載期間中に発行される雑誌の総額を、毎年度一括先払いするものとする。
- 4 振込手数料等支払いに必要な一切の経費は雑誌スポンサーの負担とする。
- 5 広告を掲出している雑誌が休刊又は廃刊となった場合は、教育長と雑誌スポンサーで協議して、別の雑誌に広告を切り替えることができるものとする。

(広告掲載決定の取消し)

第12条 教育長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載決定を取り消すことができる。

- (1) 図書館の運営上支障があると認めるとき。
- (2) 指定する期日までに原稿及び広告物等を納入しなかったとき。

- 2 教育長は、広告掲載決定を取り消した場合は、速やかに天理市立図書館雑誌スポンサー制度取消通知書(様式第3号。以下「取消通知書」という。)により雑誌スポンサーに通知するものとする。

(広告掲載の取消し)

第13条 教育長は、雑誌スポンサーが次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載期間中であっても、広告掲載を取り消すことができる。この場合において、雑誌スポンサーに損害が発生しても、市はその賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 雑誌スポンサーが市の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。
- (2) 雑誌スポンサーが社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。
- (3) 雑誌スポンサーが別に定める制限業種その他広告を掲載しないこととする事由に該当するに至ったとき。
- (4) その他広告掲載が適当でないと教育長が認める事由が生じたとき。

2 教育長は、広告掲載を取り消した場合は、速やかに天理市立図書館雑誌スポンサー制度取消通知書（様式第3号）により雑誌スポンサーに通知するものとする。

（広告掲載の責務）

第14条 雑誌スポンサーは、掲載した広告の内容に関する一切の責任を負う。

（雑誌スポンサーの届出義務）

第15条 雑誌スポンサーは、次の各号のいずれかに該当するときは、天理市立図書館雑誌スポンサー制度広告内容変更届（様式第4号）により速やかに教育長に届け出なければならない。

- (1) 広告を差し替えるとき。
- (2) 申込書又は広告の内容等に変更があったとき。

（免責）

第16条 第12条及び第13条の規定による取消し、又は事故、天災事変等の不可抗力その他市の責めによらない原因により雑誌スポンサーが受けた損害について、市はその賠償の責めを負わないものとする。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成26年3月5日から施行する。